

2021年2月

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆様へ

イオン少額短期保険株式会社

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆様に心よりお見舞申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者様の皆様からのお問い合わせ、被害のご相談・ご連絡を承っておりますのでご案内申し上げます。

◎災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいの皆様を対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施します。これらの措置の適用をご希望されるお客様は、下記の弊社窓口までご連絡ください。

◇弊社担当窓口：0120-953-856（受付時間：9:00～15:00）

適用都道府県	適用地域	法適用日
福島県	福島市 （ふくしまし） 郡山市 （こおりやまし） 白河市 （しらかわし） 須賀川市 （すかがわし） 相馬市 （そうまし） 南相馬市 （みなみそうまし） 伊達市 （だてし） 本宮市 （もとみやし）	2021年2月13日

伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち)	
伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち)	
伊達郡鏡石町 (だてぐんかがみいしまち)	
大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいつみさとまち)	
双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち)	
双葉郡檜葉町 (ふたばぐんならはまち)	
双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち)	
双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち)	
相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち)	

以上